

令和7年度【第3回目】西東京市職員採用試験案内
 令和8年1月1日/令和8年4月1日 採用予定日選択可能

令和7年8月20日 西東京市

1 試験区分・受験資格・採用予定者数

試験区分	受験資格	採用 予定者数
一般事務Ⅰ類 (主任級)	(1)昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方 (2)民間企業等における職務経験が直近14年中8年以上ある方	10名
一般事務Ⅰ類	平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方	
一般事務Ⅰ類 (社会福祉士)	(1)昭和60年4月2日以降に生まれた方 (2)申込時に社会福祉士資格をお持ちの方	5名
一般事務Ⅰ類 (精神保健福祉士)	(1)昭和60年4月2日以降に生まれた方 (2)申込時に精神保健福祉士資格をお持ちの方	
一般事務Ⅰ類 (障害のある方)	昭和60年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、下記のいずれかの障害者要件に該当する方 ・身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている方 ・都道府県知事、政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている方 ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害者であると判定された方 ・精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	若干名
司書Ⅰ類	(1)昭和60年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 (2)申込時点で図書館法に基づく司書の資格をお持ちの方又は令和8年3月31日までに取得見込の方	若干名
建築技術Ⅰ類 (主任級)	(1)昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方 (2)民間企業等における職務経験が直近14年中8年以上ある方	若干名
建築技術Ⅰ類	平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方	
栄養士Ⅰ類	(1)平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 (2)申込時点で栄養士若しくは管理栄養士の資格をお持ちの方又はいずれかの資格を令和8年3月31日までに取得見込の方	若干名
保育士Ⅰ類 (経験者)	(1)昭和55年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた方 (2)申込時に保育士の資格をお持ちで、保育士としての職務経験が5年以上ある方	10名
保育士Ⅰ類	(1)昭和60年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方 (2)申込時に保育士の資格をお持ちの方又は令和8年3月31日までに取得見込の方	
保育士Ⅱ類	(1)平成16年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方 (2)申込時に保育士の資格をお持ちの方又は令和8年3月31日までに取得見込の方	

※(主任級)の表記がない区分は、主事級での採用となります。

主任級は、係長職への昇任を前提とした高度な知識及び経験を必要とする業務を行う職位です。

※申込時点で、受験する試験区分に応じた受験資格を満たしている方が受験できます。

※上記の試験区分に応じた受験資格の他、次の①から④のいずれにも該当しない方(地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方)が受験できます。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ② 西東京市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

《職務経験について》

- ① 雇用形態を問わず、所定の労働時間が週30時間以上ある期間を指します。

- ② 各試験区分(主任級)について対象となる期間は、平成 23 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までとし、かつ満 22 歳に達した日の属する年度の翌年度 4 月 1 日以降に従事した期間とします。
試験区分「保育士 I 類(経験者)」について対象となる期間は、保育士資格を取得後から令和 7 年 7 月 31 日までに従事した期間とします。
- ③ 複数の企業等での在職年数を合算することが可能ですが、合算は 1 つの企業等において 1 年以上の職務経験があることを必要とします。(月単位での通算とし、1 か月未満の端数は通算しない)
※ただし、申込時の職歴には全ての職務経験について申告をしてください。
- ④ 最終合格者の方には、在籍した企業等が証明する「勤務証明書」(西東京市指定書式)を提出していただきます。受験資格に必要な職務経験の確認ができない場合は、採用されないことがあります。

《筆記試験を免除する専門資格について》

下記区分を受験される方で、申込時に以下のうちいずれか 1 つ以上の資格を所持している方は、第 1 次試験(専門試験)が免除となります。資格を有していることを申告し、証明書を画像で添付してください。

試験区分	筆記試験を免除する専門資格
建築技術 I 類(主任級) 建築技術 I 類	一級建築士 又は 二級建築士
	技術士 [総合技術監理部門](建設)
	技術士 [建設部門]
	1 級建築施工管理技士 又は 2 級建築施工管理技士

《試験区分:一般事務 I 類(障害のある方)について》

第 1 次試験当日に受験資格を満たす手帳等を確認します。また、その後採用までの間に手帳等の提示を求めることがあります。

2 受験申込手続

(1) 申込方法(Web 申込)

西東京市役所採用試験申込ページ(↓)より
入力フォームに従って必要事項を入力してください。

URL: <https://logoform.jp/f/OWk7l>

職員採用試験
申込ページ



全項目入力後「送信」ボタンを押すと、入力したメールアドレス宛に送信完了メールが届きます。

※初めてログインする場合は、アカウント登録を行ってください。

又は

(2) 受付期間

令和 7 年 8 月 20 日(水) から 9 月 16 日(火)午後 5 時 00 分まで

(3) 注意事項

- ・受験資格に記載されている資格・免許をお持ちの方は、フォーム上で資格証等の画像を添付してください。
- ・受験者が行った手続きに不備があり、申込が完了せずに受験できない場合は、当市は責任を負いません。
- ・採用試験の申込をされた方には、順次第 1 次試験の案内メールを送ります。

《受験番号について》

一般事務 I 類(障害のある方)、建築技術 I 類(主任級)、建築技術 I 類
申込時に送られる送信完了メールに記載されている受付番号を控えておいてください。 第 1 次試験の案内メールに、受験者それぞれの受付番号から附番した受験番号をお知らせします。
一般事務 I 類(主任級)、一般事務 I 類、一般事務 I 類(社会福祉士)、一般事務 I 類(精神保健福祉士)、司書 I 類、 栄養士 I 類、保育士 I 類(経験者)、保育士 I 類、保育士 II 類
第 1 次試験の案内メールに記載される「企業別受検 ID」が受験番号になります。

3 試験日程・方法

応募者の都合による試験日、集合時間等の変更はできません。

第 1 次試験		
試験区分: 一般事務 I 類(障害のある方)、建築技術 I 類(主任級)、建築技術 I 類		
試験日	令和 7 年 9 月 28 日(日)	
会場	西東京市役所田無庁舎(西東京市南町 5 丁目 6 番 13 号)	
試験方法	一般事務 I 類(障害のある方) 建築技術 I 類(主任級) 建築技術 I 類	マークシート方式(SPI-3) 基礎能力検査(70 分)及び性格検査(40 分) 専門試験(120 分)(数学・物理、構造力学、材料学、環境 原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規 を含む)、建築設備、建築施工)
	試験区分: 一般事務 I 類(主任級)、一般事務 I 類、一般事務 I 類(社会福祉士)、一般事務 I 類(精神保健 福祉士)、司書 I 類、栄養士 I 類、保育士 I 類(経験者)、保育士 I 類、保育士 II 類	
試験日	令和 7 年 8 月 26 日(火)から 9 月 25 日(木)までのうち各自で予約	
試験方法	テストセンター方式(基礎能力検査及び性格検査(SPI-3))	
合格発表	令和 7 年 10 月 8 日(水)までに発表	

《建築技術 I 類(主任級)、建築技術 I 類の方》

- ・第 1 次試験(専門試験)免除者は、第 2 次試験が最初の試験となります。
- ・第 2 次試験受験前に、WEB 上で「性格検査」を受検していただきます。詳細については、採用試験の申込をされた方に
順次お送りするメールにてお知らせします。

第 2 次試験		
試験日	一般事務 I 類(主任級)、一般事務 I 類、 一般事務 I 類(社会福祉士)、一般事務 I 類 (精神保健福祉士)、一般事務 I 類(障 害のある方)、建築技術 I 類(主任級)、建 築技術 I 類	10 月 16 日(木)~19 日(日)のうちいずれか指 定する日
	司書 I 類	10 月 20 日(月)
	栄養士 I 類、保育士 I 類(経験者)、保育 士 I 類、保育士 II 類	10 月 16 日(木)又は 17 日(金)のうちいずれか 指定する日
試験方法	人物試験(グループワーク試験又は実地試験、及び面接試験等) 詳細は第 1 次試験合格者にメールにてお知らせします	
合格発表	令和 7 年 10 月 27 日(月)までに発表	

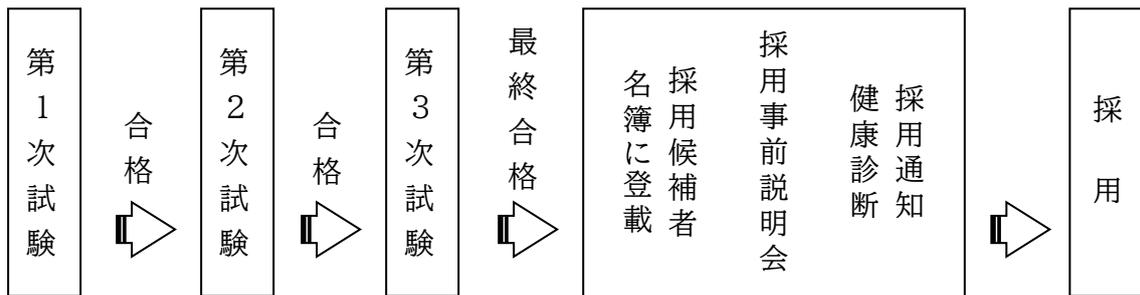
第3次試験	
試験日	令和7年11月5日(水)、6日(木)、又は7日(金)のうちいずれか指定する日
試験方法	人物試験(個別面接試験)
合格発表	令和7年11月14日(金)までに発表

4 合格発表の方法

市HPへ合格者の受験番号を掲載し、合格者にはメールでもお知らせします。
最終試験受験者に対しては、上記に加えて合否通知を郵送します。

5 採用の方法及び決定

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期限は、最終合格発表日から1年間です。
- (2) 申込書等の記載事項に虚偽がある場合又は受験資格として必要な資格・免許等の確認ができなかった場合は、採用候補者名簿から削除されることがあります。
- (3) 採用候補者名簿に登載後、市指定の医療機関で健康診断を受診していただきます。
- (4) 採用候補者名簿登載者は、最終合格発表日以降、原則名簿登載順に採用します。
- (5) 職員の採用は全て条件付き採用とし、その職員がその職において、原則6か月勤務し、その間、職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
- (6) 第1次試験から採用までの流れは次のとおりです。



6 初任給

	初任給(月額)
I類(主任級)	296,728円(地域手当 40,928円含む)
I類	261,580円(地域手当 36,080円含む)
II類	234,436円(地域手当 32,336円含む)

(注意)

- ① この初任給の他に、扶養手当、住居手当、通勤手当及び期末・勤勉手当等が支給されます。
- ② この初任給は、試験案内公開時点の額です。採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。
- ③ 採用前に職歴等がある場合は、一定の基準により加算される場合があります。

◆支給額の一例(金額は一例であり、個々の経験により異なります。)

	前 歴	給料(月額)地域手当含む
I類(主任級)	大学卒業後、勤務歴8年の場合	316,796円
	大学卒業後、勤務歴13年の場合	351,248円
	大学卒業後、勤務歴18年の場合	380,480円
I類	大学卒業後、勤務歴4年の場合	283,620円
	大学卒業後、勤務歴8年の場合	303,688円
	大学卒業後、勤務歴12年の場合	323,292円

※上記の例における勤務歴は、同職種として勤務された場合によるものです。

7 配属先

試験区分	配属先
一般事務Ⅰ類(主任級) 一般事務Ⅰ類 一般事務Ⅰ類(障害のある方)	市の行政全般にわたる一般行政事務に係る業務を行う部署 (田無庁舎及び保谷庁舎の各部署の他、市内の各市営施設)
一般事務Ⅰ類(社会福祉士) 一般事務Ⅰ類(精神保健福祉士)	福祉に係る業務を行う部署 (例)地域共生課、生活福祉課、高齢者支援課、障害福祉課等
司書Ⅰ類	図書館奉仕の業務等を行う部署 (例)図書館等
建築技術Ⅰ類(主任級) 建築技術Ⅰ類	建築技術に係る業務を行う部署 (例)建築営繕課、契約課、都市計画課、建築指導課、教育企画課、学務課等
栄養士Ⅰ類	栄養指導・給食に関する業務を行う部署等 (例)市内保育園、健康課、市内小学校・中学校等
保育士Ⅰ類(経験者) 保育士Ⅰ類 保育士Ⅱ類	保育に係る業務を行う部署 (例)保育園等

※定期的な人事異動により配属先が変わります。

8 待遇等

(1) 勤務時間

原則、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの 7 時間 45 分勤務で、週休 2 日制です。

※ 保育士Ⅰ類(経験者)、保育士Ⅰ類及び保育士Ⅱ類は、上記通常勤務に加え、早出勤務や遅出勤務等があります。

※ 勤務時間の割り振り変更を可能とする時差勤務制度があります(シフト制職場を除く)。

(2) 休暇・休業等

年次有給休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、妊娠出産休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、育児時間、子の看護等休暇、介護休暇、育児休業、部分休業、子育て部分休暇等があります。

(3) 昇任制度

学歴等に関係なく、能力・業績主義に基づく昇任選考試験制度(主任職試験、係長職試験、係長職選考、管理職試験等)を実施しています。

主任とは、知識又は経験を必要とする業務を行う職であり、主任職試験により選抜されます。年度途中採用者の主任職試験は、採用年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年度目から受験できます。なお、本市採用前の職歴について、経験年数に通算できる場合があります。主任職試験に合格すると、原則として翌年度から主任として任用されます。

(主任級)区分の採用者は、採用後 2 年目から係長職試験を受験でき、合格すると 3 年目で昇任する可能性があります。

(4) 人事評価制度

職員一人ひとりの能力開発や人材育成に資することを目的とした育成型人事評価を実施しています。業績とそれにつながるプロセス(過程)について、評定基準を明確にし、また、複数の評定者による客観性を持った制度です。

(5) 研修

人材育成の視点から西東京市の求める職員像の実現に向け、計画的な能力開発と自発的な能力開発を支援する研修体系を確立し、職員の育成を図っています。

(6) 福利厚生

定期健康診断や各種健診、産業医・臨床心理士・保健師による健康相談や保健相談等を実施しています。

また、東京都市町村職員共済組合の健康保険、年金の給付、保養施設の宿泊助成等を受けることができます。

9 その他の注意事項

- (1) 受験者の受験申込手続きの不備による申込の遅延等については、本市は一切責任を負いませんので、手続きには十分注意してください。
- (2) 採用試験申込に関して収集した個人情報等は、関係法令等に基づき、適切に取扱います。
- (3) 採用予定者数は、欠員等の状況によって変更になる場合があります。
- (4) 受験申込時の届出事項に変更が生じた場合は、速やかに職員課人材育成推進係までご連絡ください。
- (5) 試験の日時や場所が変更となる可能性があります。最新情報は合格者にお送りするメールにてご確認ください。
- (6) 試験内容に関する問い合わせにはお答えできません。

10 お願い

西東京市職員採用試験は、皆様の受験申込により準備を行っています。

この試験は、市民が納めた貴重な税金を使って実施されるものです。

受験を検討される方は、この点を十分ご理解の上、お申し込みいただくようお願いいたします。

《問い合わせ先》

西東京市総務部職員課人材育成推進係

〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号 西東京市役所 田無庁舎 5 階

【電話】042-460-9813(職員課直通)

【Eメール】syokuin@city.nishitokyo.lg.jp

【ホームページアドレス】<https://www.city.nishitokyo.lg.jp/>